

プレスリリース

報道各位

理事会決議事項について

平成26年5月16日開催の第206回定例理事会において下記のとおり決議されましたのでお知らせいたします。

記

1. 第85期事業年度（平成25年4月1日～平成26年3月31日）業務報告書、貸借対照表、損益計算書及び損失金処理案承認の件
原案どおり承認され、本年度決算は、63,661,557円の損失金計上となった。
2. 平成26年度会員加入金の額決定の件
原案どおり承認された
会員及び1市場受託会員の必要口数及び加入金
1口あたり85万円
3. 任期満了に伴う役員改選の件（資料1）
原案どおり承認された
4. 充用有価証券事務取扱要領一部変更（案）の件（資料2）
原案どおり承認された
5. 第18回通常総会付議事項及び日時
・日 時 平成26年5月28日（水）午後4時
・場 所 本所6階大会議室
・議 案
 - 1) 第85期事業年度（平成25年4月1日～平成26年3月31日）業務報告書、貸借対照表、損益計算書及び損失金処理案承認の件
 - 2) 平成26年度会員加入金の額決定の件
 - 3) 任期満了に伴う役員改選の件
原案どおり承認された

以 上

大阪堂島商品取引所 役員候補者名簿(案)

役名	氏名	他の法人等の代表状況及び本所における地位
理事長	岡本安明 (昭和31年8月25日生)	岡安商事(株) 代表取締役会長 大阪堂島商品取引所 理事長 (現任)

役名	氏名	他の法人等の代表状況及び本所における地位
理事	鈴木勝夫 (昭和32年10月29日生)	大阪堂島商品取引所 理事 (現任)
"	藤見徳男 (昭和33年12月5日生)	大阪堂島商品取引所 理事 (現任)
"	落岩邦俊 (昭和28年11月20日生)	第一商品(株) 取締役副会長 大阪堂島商品取引所 理事 (現任)
"	岡地修一 (昭和38年9月27日生)	岡地(株) 常務取締役 大阪堂島商品取引所 理事 (現任)
"	高鍋弘 (昭和8年7月7日生)	高鍋商事(株) 代表取締役会長 大阪堂島商品取引所 理事 (現任)
"	生田一 (昭和18年4月29日生)	学識経験者 大阪堂島商品取引所 理事 (現任)
"	安達芳則 (昭和28年2月25日生)	豊商事(株) 執行役員 大阪堂島商品取引所 理事 (現任)
"	佐藤広宣 (昭和36年10月4日生)	(株)カーギルジャパン 穀物油脂本部 穀物グループ 統括部長 大阪堂島商品取引所 理事 (現任)
"	有馬誠吾 (昭和28年1月13日生)	(株)コムテックス 代表取締役社長 大阪堂島商品取引所 理事 (現任)
"	青山秀世 (昭和35年11月20日生)	日本ユニコム(株) 代表取締役社長 大阪堂島商品取引所 理事 (現任)
"	石原一郎 (昭和26年2月1日生)	全国米穀販売事業共済協同組合 常務理事 新任
監事	佐藤民夫 (昭和23年1月29日生)	オリオン交易(株) 代表取締役社長 大阪堂島商品取引所 監事 (現任)
"	梶浦憲一 (昭和34年5月15日生)	カネツ商事(株) 取締役 大阪堂島商品取引所 監事 (現任)

充用有価証券事務取扱要領の一部変更理由書

充用有価証券の預託単位の表記を明確化することに伴う所要の変更を行うものである。

変更要旨

1. 国債、地方債、特殊債及び社債は、「特に定めない」から「発行元が定めた最小金額又はその整数倍の金額とする」に変更（2. の(1)）
2. (3)を削り、(4)を(3)に変更して、(1)の「転換社債型新株予約権付社債」及び(3)の「株式」を変更後の(3)に移項（2. の(3)）
3. (5)を(4)に変更（2. の(4)）
4. 実施日を平成26年5月16日とする附則を設けた。

以上

充用有価証券事務取扱要領の一部変更

大阪堂島商品取引所
———線は変更箇所

変 更	現 行	備 考
<p>大阪堂島商品取引所（以下「本所」という。）における信託金に充用する有価証券（以下、「充用有価証券」という。）の取扱いは、この要領により実施する。</p> <p>1. (省 略)</p> <p>2. 預託単位</p> <p>(1) 国債、地方債、特殊債及び社債は、発行元が定めた最小金額又はその整数倍の金額とする。</p> <p>(2) (省 略) (削 る)</p> <p>(3) 転換社債型新株予約権付社債、株式、上場信託証券、上場投資信託証券、上場投資証券、上場投資法人債券及び上場外国投資証券は、各証券取引所が定めた売買単位とする。</p> <p>(4) 貸付信託証券は、銘柄ごとに、額面金額（元本1口1万円）又はその整数倍の金額とする。</p> <p>3. ～ 13. (省 略)</p> <p>(附 則)</p> <p>2. の改正は、平成26年5月16日から実施する。</p>	<p>大阪堂島商品取引所（以下「本所」という。）における信託金に充用する有価証券（以下、「充用有価証券」という。）の取扱いは、この要領により実施する。</p> <p>1. (省 略)</p> <p>2. 預託単位</p> <p>(1) 国債、地方債、特殊債、社債及び転換社債型新株予約権付社債については、特に定めない。</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(3) 株式は、各証券取引所がそれぞれ定めた売買単位とする。</p> <p>(4) 上場信託証券、上場投資信託証券、上場投資証券、上場投資法人債券及び上場外国投資証券は、各証券取引所が定めた売買単位とする。</p> <p>(5) 貸付信託証券は、銘柄ごとに、額面金額（元本1口1万円）又はその整数倍の金額とする。</p> <p>3. ～ 13. (省 略)</p>	